

# 大津市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大津市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 志賀地域

#### (1) 現況

本地域は、比良・比叡と帯状山地が続き、琵琶湖に向かって西高東低の急傾斜地が多くを占めるという地形特性をもつ。また、本地域は強風や豪雪といった悪天候条件に加え、中心市街地から離れた遠隔地であることから、農業を続けていく上で条件不利な農用地が多く見られるため、他の平場地域との生産条件の格差を補正する取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号、以下「法」と言う。）第3条第3項第2号に掲げる事業を推進することで荒廃農地の発生を防ぐとともに、同項第1号および3号に掲げる事業を併せて取り組むよう働きかけることによって、農業生産活動の維持・発展および多面的機能の発揮を促進する。

### 2. 大津北部・中部地域

#### (1) 現況

比叡連峰と琵琶湖に挟まれた本地域には、緩急織り交ぜた地形特性を持つ農用地が広がっている。また、仰木地域の棚田に代表されるように、谷あい深く山裾まで入り込んだ未整備田が多く分布しているのも本地域の特性である。これらの地域は、和邇川・真野川・雄琴川等の上流に位置しているが、担い手の高齢化や減少等に伴う耕作放棄が増加等することにより農村環境が持つ国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号および2号に掲げる事業を主に推進し、農業生産活動の促進等を通じて国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を保ち続けるよう、更なる促進を図ることとする。

### 3. 大津東部・南部地域

#### (1) 現況

本地域は大戸川流域の平野に優良農地が広がっており、湖南アルプスから鈴鹿山系へかけて一部急傾斜となっている。近年、圃場整備を計画している地域も新たに出始めるなど、農地集積も視野に入れた更なる農業の発展が期待できるが、一方で、地域において農業共用施設の維持管理費の集中化への対策や、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号および第3号に掲げる事業を推進し、地域をあげた農村資源の保全管理の推進とともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性の保全機能など、農村環境が持つ多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大津市全域	法第3条第3項各号に掲げる事業
②		
③		

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

本促進計画の第1に定める各地域における農業の持続的発展と多面的機能の維持・発

展を図るため、法第3条第3項各号に掲げる事業を支援するに際しては、本促進計画および各事業の大津市交付要綱および取扱要領に定めるもののほか、以下のとおりとする。

#### 1. 第1号事業

(1) 本事業に係る交付金の交付に関して、多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年4月9日付け26農振第2158号農林水産事務次官依命通知。）に定めるところによって実施する。また、本事業実施主体を支援するに際しては、多面的機能支払交付金実施要綱（平成27年4月1日付け26農振第2155号農林水産事務次官依命通知。）および多面的機能支払交付金実施要領（平成27年4月1日付け26農振第2157号農林水産事務次官依命通知。）に定めるところによって実施する。

(2) 本事業の対象区域は、農業振興地域内農用地区域内の農用地および大津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金取扱要領にて定める農業振興地域内農用地区域外の農用地とする。

#### 2. 第2号事業

(1) 本事業に係る交付金の交付に関して、中山間地域等直接支払交付金等交付要綱（平成27年4月9日付け26農振第2174号農林水産事務次官依命通知。）に定めるところによって実施する。また、本事業実施主体を支援するに際しては、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成27年4月1日付け26農振第2160号農林水産事務次官依命通知。）および中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成27年4月1日付け26農振第2258号農林水産省農村振興局通知。）に定めるところによって実施する。

(2) 本事業の対象区域は、農業振興地域内農用地区域内にあつて、かつ、中山間地域等直接交付金実施要領第4の2の対象農用地の基準を満たす区域とする。

#### 3. 第3号事業

(1) 本事業に係る交付金の交付に関して、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22生産第10955号農林水産事務次官依命通知。）に定めるところによって実施する。また、本事業実施主体を支援するに際しては、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知。）および環境保全型農業直接支援対策実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知。）に定めるところによって実施する。

(2) 本事業の対象区域は、農業振興地域全域とする。